

高岡市民病院 広報支援業務委託 仕様書

1 業務委託名

高岡市民病院広報支援業務委託

2 業務の目的

高岡市民病院の医療の特長等について、効果的かつ戦略的な広報を行い、患者、地域住民、連携医療機関等に周知し、病院のイメージアップと集患を図る。

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 集患のための効果的、戦略的な広報に関する提案、実行及び支援

- ・患者、住民（地域社会）への情報発信
（集患のための当院の医療の特徴、当院の役割に係るイメージ戦略に対する効果的手法及び具体的支援策の提案、実行及び支援）
- ・連携医療機関への情報発信
（当院への紹介患者増につながる連携医療機関に対する効果的広報手法及び具体的支援の提案、実行及び支援）
- ・医師・看護師等の当院職員への取材（ヒアリング）及び記事作成、写真撮影

(2) 想定される広報媒体の例

広報誌、HP、プレスリリース、SNS、動画など

5 成果品の利用（二次利用等）

当業務に関する成果品は業務報告書と併せて電子データを提出すること。

また、成果品の利用については、高岡市民病院が使用するために必要な範囲で、契約期間後も随時利用できるものとする。

6 履行にあたり必要な要件

- ・過去の履行実績
令和8年4月1日から起算して、過去1年以内に引渡しを完了した病床数200床以上の病院を対象とした広報誌の作成を含む広報の支援実績があること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令

及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。

- (2) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務実施のために必要と思われる業務については、受託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）他、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、医療行政及び病院経営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者を選任し、発注者に報告すること。
- (5) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正し、その内容について相互に確認すること。
- (6) 本業務について必要な高岡市民病院に関する資料については、発注者の担当職員と協議した上で収集するものとする。
- (7) 受託者は、業務の進捗状況に関して発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (8) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、方針を確認すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者協議の上、決定するものとする。